

住宅借入金等特別控除を受けるには

お客様各位

貴殿益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

住宅借入金等特別控除は、新築や購入した家屋又は増改築した部分を、居住の用に供した年以後 10 年間受けることができます。

今年度に住宅資金として借入をし、住宅を取得した方は、3 月 15 日までに確定申告を行う必要がございます。お手数ですが、下記の資料をご準備頂き、担当の職員までご提出頂きますようお願い申し上げます。

なお、2 年目以降に関しましては、年末調整で控除を受けることができます。

1. 住宅借入金等特別控除を受けるための準備資料

申告書に添付して提出する書類については、お客様にてご準備して頂きます。

必要書類は、次のいずれのケースに該当するのにより、若干異なりますのでご注意ください。

必要書類	住民票の写し	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	源泉徴収票(給与所得者のみ)	家屋の登記事項証明書	敷地の登記事項証明書	家屋の売買契約書または請負契約書の写し(注1)	敷地の売買契約書の写し(注2)
取得状況							
家屋を新築又は新築家屋を購入した場合	○	○	△	○		○	
土地付家屋(建売、マンションなど)を購入した場合	○	○	△	○	○	○	○
土地を購入した後、家屋を新築した場合	○	○	△	○	○	○	
中古家屋を購入した場合	○	○	△	○	○	○	
家屋を増改築した場合	○	○	△	○		○	

注1・・・家屋の新築年月日又は購入年月日、家屋の新築工事の請負代金又は購入代金及び家屋の床面積が明らかとなる書類。

注2・・・敷地の購入年月日及び敷地の購入価額が明らかとなる書類。

- ※ 登記事項証明書の期日について、特に要件が定められているわけではありませんが、3 ヶ月以内のものをご準備ください
- ※ 認定(長期優良)住宅建築の認定を受けている場合は、長期有料住宅建築等計画の認定通知書が必要となります。
- ※ その他ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

中央税理士法人

〒328-0011 栃木県栃木市大宮町2-36-9

TEL : 0282-27-5741

FAX : 0282-27-5742

MAIL : info@central-tc.or.jp

http://www.central-tc.com

